

仙台中小企業新製品等開発支援補助金交付要綱

平成 29 年 6 月 27 日
経 済 局 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市内に事業所を有する中小企業者の新事業創出及び高付加価値化を促進するため、中小企業者が自ら行う新たな製品又はサービス（以下「新製品等」という。）の開発を支援し、克服すべき技術的課題の解決のために要する費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）、仙台市商工業振興条例（昭和 62 年仙台市条例第 7 号）及び仙台市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年仙台市規則第 33 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者をいう。
- 二 大企業 中小企業者以外の者であって、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に該当する者をいう。
- 三 補助事業者 第 8 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた中小企業者をいう。
- 四 補助事業 第 8 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の対象となった事業をいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、本市内に事業所又は工場を有する中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないもの
- 二 当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業に所有されていないもの
- 三 当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を大企業に所有されていないもの
- 四 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めていないもの

五 補助事業における新製品等の開発を本市内において行うもの

六 暴力団等と関係を有していないこと

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、中小企業者が行う補助事業に要する経費であつて、市長が必要かつ適当と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象となる経費について、他の補助金、助成金が交付される場合は、補助金は交付しないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額の3分の2以内で、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の額の算定において1千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(審査委員会の設置)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その申請内容を審査するため、審査委員会を設置する。

2 前項の審査委員会は、学識経験者その他市長が適当と認める者により構成する。

(補助金の交付の決定等)

第8条 市長は、審査委員会の審査結果を踏まえ、補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定について条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知があつた日から10日を経過する日までに補助金交付申請取下げ届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更の申請)

第 10 条 補助事業者は、補助事業について、次に掲げる場合は、あらかじめ補助事業変更申請書（様式第 5 号）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき（各配分額の 20 パーセント以内の流用増減を除く。）
- 二 補助事業の内容を変更しようとするとき（次に掲げる軽微な変更を除く。）
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、中小企業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 三 補助事業を他に承継させようとするとき

(補助事業の変更の承認)

第 11 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助事業者に対して補助事業変更承認書（様式第 6 号）により補助事業の変更の承認を行うものとする。この場合において、市長は必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止の届出)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業（中止・廃止）届（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績の報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（中止又は廃止したときを含む。）は、その日から起算して 14 日を経過する日までに補助事業実績報告書（様式第 8 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 11 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 9 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 15 条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第 10 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、交付決定取消し等通知書（様式第 11 号）により、第 8 条第 1 項の規定による交付の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反したとき
- 三 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- 四 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
- 五 補助事業を中止又は廃止したとき
- 六 補助事業を遂行する見通しがなくなったとき
- 七 その他市長が補助金を交付すること又は交付したことが不適当であると認めたとき

（事業化状況報告書の提出）

第 17 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に事業化状況報告書（様式第 12 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第 18 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した資産については、補助事業の完了の日に属する会計年度の終了後 5 年間は、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の財産について、その管理期間中、市長の承認を受けないで市長の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

（成果の発表）

第 19 条 市長は、補助事業における新製品等の開発が完了したときは、補助事業者に当該新製品等の開発の成果を発表させることができる。

（立入検査等）

第 20 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を

求め、又は当該職員にその事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(書類の整備等)

第 21 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日に属する会計年度の終了後 5 年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(委任)

第 22 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、イノベーション推進部長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 6 月 27 日から実施する。
(ものづくり中小企業製品開発補助金交付要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
(1) ものづくり中小企業製品開発補助金交付要綱 (平成 23 年 6 月 3 日経済局長決裁)
(2) ものづくり中小企業実用化評価補助金交付要綱 (平成 23 年 6 月 3 日経済局長決裁)
(ものづくり中小企業製品開発補助金交付要綱等の廃止に伴う経過措置)
- 3 現に廃止前のものづくり中小企業製品開発補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定又はものづくり中小企業実用化評価補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定によりなされた補助金の交付の決定については、なお従前の例による。

付 則 (令和 2 年 6 月 18 日改正)

この改正は、令和 2 年 6 月 18 日から実施する。

付 則 (令和 3 年 2 月 4 日改正)

この改正は、令和 3 年 2 月 4 日から実施する。

付 則 (令和 4 年 3 月 31 日改正)

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（令和５年４月１日改正）

この改正は、令和５年４月１日から実施する。

付 則（令和６年４月１日改正）

この改正は、令和６年４月１日から実施する。

付 則（令和７年４月１日改正）

この改正は、令和７年４月１日から実施する。